

個人における地位承継の必要書類について

開設者（個人）が亡くなられたとき、相続による開設者の地位承継をする場合、次の書類をご提出ください。

(1) 開設者の地位承継届

承継者の住所・氏名、相続を開始した日などを届け出るものです。

(2) 営業者相続同意証明書

営業者の地位を承継すべき相続人を決定することに、他の相続人全員が同意したことを示すものです。

(3) 戸籍謄本（履歴事項全部証明書）又は法定相続情報一覧図の写し

法定相続人にあたるすべての人の関係を確認するために必要な書類です。

・亡くなられた開設者の子又は子と配偶者が相続人の場合、戸籍謄本（除籍謄本、改製原戸籍謄本）は、亡くなられた開設者の出生から死亡までつながるものが必要です。

・代襲相続や父母、祖父母、兄弟姉妹が相続人となる場合、相続人全員の現在の戸籍謄本等が必要となることがありますので、ご注意ください。

・法定相続情報一覧図の写しは、法定相続人が誰であるのかを法務局が証明するものであり、これにより戸籍謄本の省略が可能です。